

～पोर्टレース鳴門 プレゼンツ～

令和2年度

WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金

－ 応募の手引き －



あなたのまちづくり活動を
応援します

令和2年 4月3日 (金)

～ 4月30日 (木)

応募
期間

市では、「鳴門市自治基本条例」の理念に基づき、市民の皆さんの自発的なまちづくり活動を応援するため、『公募提案型補助金』制度を設けています。皆さんの思いと行動が鳴門のまちの未来へつながります。ご応募をお待ちしています。

※申請書の様式は、下記の担当窓口でも配布しています。
また、鳴門市公式ウェブサイトからもダウンロードいただけます。

『 鳴門市公式ウェブサイト 』 → 『 申請書ダウンロード 』 → 『 市民活動 』

この応募の手引きの内容や申請書の記入方法など、わからないことはお気軽に担当窓口にご相談ください。



担当窓口 〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

鳴門市役所 市民環境部市民協働推進課 (市役所本庁舎2階)

電話 (088) 684-1189

E-mail shiminkyodo@city.naruto.i-tokushima.jp



WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金の概要

この補助金は、市民の皆さん自らが企画実施する公益的・社会貢献的活動を、市が資金面でサポートすることで、団体活動の活性化にお役立ていただき、「市民が主役のまちづくり」の実現をめざすものです。まちづくりの主役は、市民の皆さんです。ぜひご活用ください。

1 対象団体

補助の対象となる団体は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 市内に在住又は在勤若しくは在学する者を5人以上含む団体
- (2) 市内に事務所を有し、市内で主たる活動を行う団体
- (3) 設立目的及び運営に関する会則等があり、適正な会計処理を行う団体
- (4) 役員構成が明らかで、市長等特別職又は市職員（会計年度任用職員などを除く。）若しくは市議会議員が代表者でない団体

ただし、次のいずれかに該当する団体は、対象団体となりませんので注意してください。

- (1) 団体の構成員として市が含まれている団体
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は特定の人物に対する支持を目的とする団体
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある団体

応募の特例措置

同一の団体からの応募は3回までですが、平成28年度以降3回以上の補助実績がある団体については、今回に限って応募を可能とします。

2 対象事業

補助の対象となる事業は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 市が設定するテーマに対して、対象団体が自ら企画実施する事業。採択された場合は、当該事業に関係する担当課と、申請書の提出段階から実績報告まで、協働で事業を実施していただきます。

※自ら企画実施とは…事業実施から終了までの一連（計画、集客、会場設定、事後処理など）。

担当課は、団体の事業・イベントに関する広報や助言を行います。

- (2) 令和3年3月31日までに完了する事業
- (3) 公益的、社会貢献的な活動であって、地域や社会的な課題の解決につながる事業
- (4) 事業の計画、効果及び収支計画が明確である事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象事業となりませんので注意してください。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 事業効果が当該団体や特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 政治、宗教、選挙活動に関わる事業
- (4) 同一の事業に対して、国、他の地方公共団体から補助金又は委託料を受けている事業
- (5) 既に定着していると認められる事業（新たな企画が加わることなどにより事業の拡充又は改善が図られるものは除く。）
- (6) その他補助金を交付することが適切でないと思われる事業

3 テーマ

① SDGs（持続可能な開発目標）の普及促進につながる事業

SDGs（持続可能な開発目標）とは？

持続可能な社会を実現するために、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットから成る国際社会全体の目標として2015年に国連サミットで全会一致で採択されたものです。



■ テーマの概要・事業への期待

日本では、人口減少・超高齢化社会が進むこれからの時代に向け、よりよい生活を送ることを目指すため、環境や経済、福祉、教育など、17の目標（ゴール）達成に向けて取り組んでいます。

この目標達成のために、一人ひとりができることは多くあります。例えば、目標12の「つくる責任 つかう責任」という目標では、食べ残しや賞味期限切れの食品などを捨てる「食品ロス」をなくすことも1つの方法です。私たちには直接関係ないと思う方もいるかもしれませんが、目標2の「飢餓をゼロに」という目標にもつながってきます。

このように日々の生活や行動をイメージし、17の目標に照らし合わせていけば、自然と「我が事」として考えることができます。

一人ひとりがSDGsの理念等に対する関心を高め、「我が事」として意識し、行動に移していくことで、地域や社会の課題解決につながるるとともに、行政と市民との協働のまちづくりをさらに推進し、市民目線による持続可能なまちづくりの実現が期待できます。

②フェーズフリーに関連する事業

フェーズフリーとは？

身の回りにあるモノやサービスを、日常時にはもちろん、非常時（災害時）にも役立てることができるという考え方で、「日常時」と「非常時」で分けられていたモノやサービスの状態を取り払うことです。

■ テーマの概要・事業への期待

市では、「鳴門市地域防災計画」の中に、フェーズフリーの研究及び啓発に取り組む旨を盛り込んでおり、新庁舎の建設や教育分野などにフェーズフリーの考え方を導入するほか、広報誌や市が主催するイベントでフェーズフリーを紹介しています。

日本では、地震や台風など、大きな災害が高頻度で発生しています。災害が起きた直後は防災意識は高まりますが、意識を維持し続けることは難しく、十分な備えが行われないうまま被害の発生を繰り返しています。

日常生活で使用するモノやサービスが災害時にも役立つものであれば、普段から無意識のうちに災害に備える状態となります。発災時に、一人ひとりが瞬時に命を守る行動がとれるようにするために、フェーズフリーの考えを推進する事業を期待します。

▼例えば、こんな取り組みがフェーズフリーの考え方になります



◀避難経路をウォーキング

ウォーキングをしながら、避難経路の状況や所要時間を認識することで、もしもの時に慌てずスムーズに避難できます。



◀学習にフェーズフリーの考えを

平常時から災害への知識・理解を深める教育を取り入れることで、児童・生徒が無意識のうちに災害時に備えた感覚を身につけることができます。



◀常に一定量の食料を備蓄

普段から少し多めに食料品を備蓄し、賞味期限が近い物から消費し、その分買い足すことで、備蓄品の鮮度が保たれ、災害時でも日常生活に近い食生活を送ることができます。



◀目盛り付き紙コップ

避難所で粉ミルクや炊き出し時のお米の計量カップとして使用できます。

4 補助金の金額等

- (1) 1事業に対する補助金の上限は50万円とし、補助対象経費の5分の4または総事業費から事業収入(※1)を差し引いた金額のいずれか少ない金額の範囲内とします。
- (2) 補助対象経費の5分の1は団体に負担していただきます。
- (3) 算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とします。
- (4) 同一の事業で2回目の補助を受けようとする場合も、当該年度の申請及び選考の手続きを経ていただく必要があります。
- (5) 補助事業を実施する際、事業実施により収入が生じた場合や残余金が発生した場合、対象経費と認められない支出があった場合には、精算後戻し入れを行っていただきます。

※1 事業収入…団体自己負担金（1/5を含む）、参加費、寄附金、賛助金

5 補助金の対象となる経費

補助金の交付決定日（6月中旬を予定）から令和3年3月31日までの期間において、対象団体が実施する対象事業に要する経費のうち、以下の経費が対象です。

費用分類	経費の内容
報償費	講師・専門家等への報償、謝礼等（※1）
旅費	交通費（別途明細が必要）、講師への宿泊費
消耗品費	材料・消耗品等の購入費等
備品購入費	事業に必要な備品の購入費等（※2）
原材料費	材料費・加工用原材料（※3）
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費等
役務費	事業実施に係るボランティア保険料、賃借物品に係る賠償責任保険料等
使用料、賃借料	イベント会場等の使用料、資機材等の使用料等
その他	市長が特に必要と認める経費

※（1）講師・専門家への謝礼は1人あたり3万円以内とします。

※（2）備品とは、1品1万円以上の物品で、原則としてリース対応が困難又は著しく不利益な場合に限ります。これに該当しない物品は消耗品として扱います。
備品購入費の合計の上限額は、交付金額の1/4以内とします。

※（3）購入する原材料等は、事業終了時には使い切ることを原則とします。

ただし、次の経費は補助対象外となりますので、注意してください。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費（家賃や光熱水費等）
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費（日常的な事務費、会員への会報作成費等）
- (3) 団体の構成員の飲食費や親睦に要する経費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等の経費（事務局員の人件費等を含む）
- (5) 補助対象事業以外の事業でも使用できる、汎用性の高い備品等の購入に要する経費（例：パソコン、プリンタ、カメラ、ソフトウェアなどの機材類）
- (6) その他適当でないと認める経費

6 企画賞

新規性・計画性等を勘案して、最も優秀な企画を提案された団体には、企画賞として、補助対象経費の5分の1を上乗せして補助金を交付します。(ただし、上乗せ分の上限は20万円とします)

1、総事業費70万円（補助対象経費60万円、補助対象外経費10万円）の場合

補助額	自己負担額		企画賞受賞	補助額	企画賞	自己負担額
48万円	12万円	10万円		→	48万円	12万円

補助対象経費の1/5 補助対象外経費

補助対象経費60万円の4/5の
48万円を補助

補助額に、補助対象経費60万円の1/5の12
万円を上乗せし、合計50万円を補助

2、総事業費80万円（補助対象経費80万円）の場合

補助額	自己負担額	企画賞受賞	補助額	企画賞	自己負担額
50万円	30万円		→	50万円	16万円

補助対象経費80万円の4/5は64万円ですが、
補助の上限は50万円のため、50万円を補助。
80万から50万円を減じた30万円が自己負担。

補助額に、補助対象経費80万円の1/5の16万
円を上乗せし、合計66万円を補助

3、総事業費60万円（補助対象経費60万円、収入額15万円）の場合

補助額	収入額	企画賞受賞	補助額	企画賞	自己負担額
45万円	15万円		→	45万円	12万円

A : 60万円 (総事業費) - 15万円 (収入額) = 45万円
B : 60万円 (補助対象経費) の 4/5 の 48万円 (補助)

A か B のいずれか少ない金額の補助であるため、
45万円を補助

補助対象経費の1/5の12万円を上乗せし、
合計57万円を補助

7 ボートレース鳴門の地域貢献広報

本補助金事業は「ボートレース鳴門まちづくり基金」を活用して補助を行うことから、実施するイベント等のポスターやチラシ、看板等に、「当事業はボートレース鳴門の収益で実施しています」の一文を入れていただき「ボートレース鳴門プレゼンツ WeLove なんとまちづくり活動応援補助金を活用して実施する」旨の広報表示を行っていただきます。なお、表示にかかる経費は補助の対象とします。

8 応募方法と選考スケジュール

①応募書類

補助金の交付を希望される団体は、次の書類を応募期間内に提出してください。

- (1) 企画提案書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体概要説明書（様式第4号）
- (5) 団体の規約、会則、定款、寄附行為その他これに類するもの
- (6) 団体の役員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（前年度の総会資料など）

②応募期間

令和2年4月3日（金）から4月30日（木）まで

※期間中（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時の間に下記担当窓口にご提出ください。郵送の場合は、4月30日（木）消印有効とします。

③選考スケジュール

- 5月上旬 書類選考
- 5月23日（土） 事業選考検討会の開催（詳細は、書類選考通過団体に別途通知）
- 6月中旬 採択事業決定・事業開始予定

※選考の結果は、応募団体に個別に通知します。

選考について

書類選考及び学識経験者などで構成する事業選考検討会の意見を参考に採択事業を決定します。なお、応募団体には、事業選考検討会において公開によるプレゼンテーション（事業内容の説明）を行っていただきます。

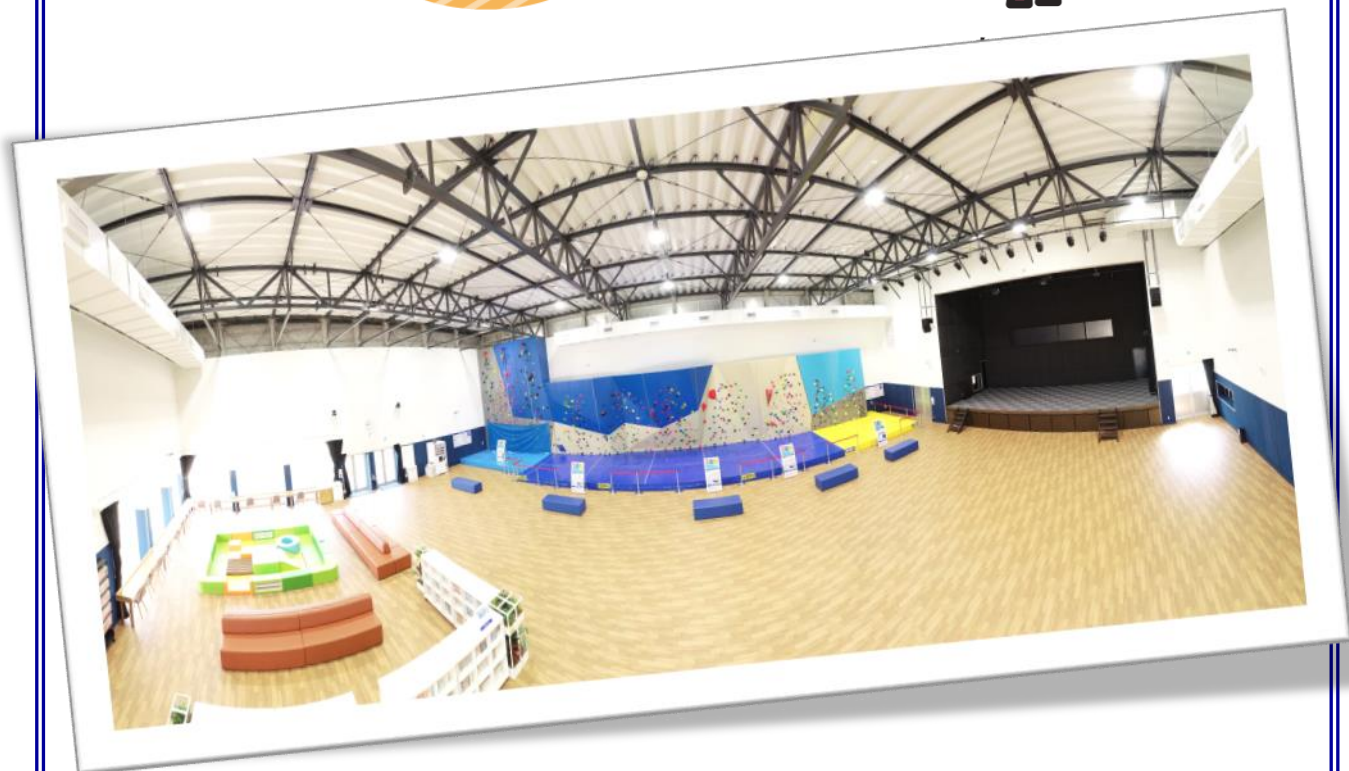
なお、選考の基準は次のとおりです。

- ① 地域的・社会的課題の解決につながる事業であるか。
- ② 市民のニーズに合致した事業であるか。
- ③ 公共の福祉向上、市民全体の利益の増進につながり、公益性が高い事業であるか。
- ④ 新たな公共の担い手となる団体の活動が活性化し、他団体にも好影響を与えることができる事業であるか。
- ⑤ 新規性・計画性があり、実現可能な事業であるか。
- ⑥ 自己資金確保にも努め、継続性のある事業であるか、また計画から終了まで責任を持って自己で履行できる団体であるか。

その他、事業の独創性、チャレンジ性、先駆性なども含め、総合的に判断します。

BOAT RACE 鳴門

**2020年7月21日~26日
SGオーシャンカップ開催決定!**



▲「ウズホール」

無料施設としては国内最大級のボルダリング設備や快適な空間で読者ができる図書スペースなどを完備。

ビッグレースが開催される際には、選手紹介式や各種イベントも実施。

この補助金は、「ボートレース鳴門まちづくり基金」を活用しています。ボートレース鳴門では、地域の活性化を図り、協働によるまちづくりを推進するため、収益金を活用して市民の皆さんのまちづくり活動を応援します。